

答 申 の 概 要

件名	特定の事業者の個別的労使紛争あっせん記録の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第13号）		
本件保有個人情報	異議申立人が当事者となった個別的労使紛争あっせん事件に係るあっせん結果表		
主な非開示理由	条例第17条第7号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	静岡県労働委員会		
諮問年月日	平成21年8月28日	答申年月日	平成22年月日
主な論点	本件保有個人情報のうち、実施機関が「使用者側の主張について記述された部分」として非開示にした部分は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と認められるか（条例第17条第7号該当性）。		

審査会の結論

実施機関が非開示とした本件あっせん事件の一方当事者たる使用者側の法人の主張に係る情報は、保有個人情報の開示請求者となった他方当事者に開示することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められ、原則として非開示が妥当である。しかし、一方当事者の主張に係る情報であっても、既に他方当事者が知っていることが明白な事実は、特段の事情がない限り、その者の保有個人情報として開示しても実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示すべきである。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、異議申立人を当事者の一方とする、個々の労働者と使用者の間に生じた労働条件に関する紛争（以下、「個別的労使紛争」という。）に係るあっせん事件について、実施機関の職員が作成した「個別的労使紛争あっせん結果表」である。

2 個別的労使紛争のあっせん制度について

個別的労使紛争のあっせんは、個別的労使紛争について、当事者間での話し合いや交渉による紛争解決の努力にもかかわらず、解決できない場合に、当事者からの申請によって開始され、実施機関の会長が指名したあっせん員が、当事者双方の主張を確かめ、その紛争の争点を明らかにして、当事者間の話し合いをとりもつなど、当事者双方の歩み寄りを図り、紛争を自主的な解決に導くことを目的として実施されている。いわゆるADR（裁判外紛争処理手続）の一種として位置づけられる制度であり、公開の法廷における審理、判決による強制的な紛争解決を図る裁判手続とは異なり、非公開で行われ、また、あっせんへの参加に合意するか否か、あっせん員により提示された解決案に合意するか否か、他の手続による紛争解決を希望するか否か等について、あくまでも当事者の意思を尊重しながら、あっせん員が間に立って、当事者の話し合いによる自主的な歩み寄り、解決を支援するための制度として設計されたものである。

3 非開示情報該当性について

本件保有個人情報のうち、実施機関が非開示とした部分は、本件あっせん事件の一方当事者たる使用者側の法人が、あっせんの過程であっせん員に対して主張した事実、意向が記述された部分である。

個別的労使紛争に係るあっせんは、その手続の開始から終結に至るまで、参加するか否かを含め、あくまで、当事者の意思を尊重しつつ実施することにより、紛争当事者間の自主的な紛争解決を目指すための制度である。また、当事者間であっても、一方当事者があっせん員に対して主張した内容は他方当事者には直接伝わらないという前提で行うことにより、当事者間のみで直接解決を図る場合には得られない効果を期待した制度であるといえる。そうすると、仮に、紛争当事者の一方があっせんの過程であっせん員に主張した事実や意向が、保有個人情報の開示として他方当事者に開示されてしまうこととなれば、今後あっせん制度を利用しようとする当事者があっせんの申請や、あっせんへの参加そのものを躊躇したり、また、あっせん員の事情聴取に対して、他方当事者には伝えられないがあっせん員には伝えておきたい事柄を主張することを躊躇すること等が想定され、あっせん員を介して紛争当事者間の話し合いを促進し紛争の適正な解決を図るといった個別的労使紛争に係るあっせん制度の目的を達成することが妨げられるおそれが生じると認められる。したがって、一方当事者が、あっせんの過程で、あっせん員に対して主張した事実や意向等は、他方当事者に保有個人情報として開示することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められ、原則として非開示とすべきものと考えられ

る。

もつとも、一方当事者の主張に係る情報であっても、他方当事者が保有個人情報として既に開示を受けた部分に係る情報と同じ内容である等、開示請求者が既に知っていることが明白であると認められる情報は、特段の事情がない限り、開示しても、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、開示すべきものであるといえる。

そこで、本件保有個人情報のうち、実施機関が非開示とした部分につき見分するに、当該部分は、本件あっせん事件の一方当事者たる利用者側の法人の主張に係る情報であり、開示することにより、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められ、原則として、非開示が妥当であると認められるが、一部の情報については、その内容は異議申立人が既に知っていることが明白な情報であると認められ、条例第 17 条第 7 号の非開示情報に該当せず開示すべきである。

よって、「審査会の結論」のとおり判断する。